

## 高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（案）

高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（試行的評価）	高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（見直し案）	理由等
<p>はじめに（高等専門学校評価基準の性質）</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国、公、私立高等専門学校に係る機関別認証評価の試行的評価に関するものです。</p> <p>高等専門学校評価基準は、教育活動を中心として、高等専門学校の活動の全般にわたる11の基準で構成されており、各基準の表題は、本評価における評価事項となっています。各基準には、大学評価・学位授与機構として、各高等専門学校において満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。なお、基準は、各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価が行えるよう配慮されています。各高等専門学校が全体として、全ての基準を満たしている場合に、高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることとなります。</p> <p>このほか、高等専門学校の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設けており、これらは、各高等専門学校がその目的に照らして、自らが重要とみなす場合に、各高等専門学校の申請に基づいて評価を行うものです。選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価することとしています。</p> <p>また、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けています。</p> <p>さらに、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。これらについては、基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となりますが、基準を満たしているか否かの判断は、「基本的な観点」の分析の状況及び、それに加えて、高等専門学校がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば、その観点の分析の状況を総合して、各評価事項における当該基準全体を単位として行うものです。</p>	<p>はじめに</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が<u>学校教育法第70条の10の規定において準用する第69条の3第2項の規定</u>に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準と2つの選択的評価基準で構成されています。</p> <p>高等専門学校評価基準は、高等専門学校の正規課程における教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況を評価するためのものです。<u>11の基準</u>には、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として高等専門学校全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程、専攻科課程ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。高等専門学校全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることとなります。</p> <p>基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして趣旨を設けています。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための基本的な観点を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を各高等専門学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び高等専門学校が設定した観点を分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p> <p>上記の11の基準のほか、各高等専門学校の希望に基づいて評価を実施する、選択的評価基準を設けています。</p> <p>選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。</p>	<p>高等専門学校評価基準（試行的評価）の「はじめに」は、短大評価基準を基に作成した経緯があることから、先に認証申請を行っている大学・短大の評価基準の「はじめに」の表現に整合させる。</p>

<p>基準 1 高等専門学校の目的</p> <p>1 - 1 高等専門学校目的（高等専門学校の使命，教育活動等を行うに当たっての基本的な方針，教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容など）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものでないこと。</p> <p>1 - 2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。</p> <p>趣旨 本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育活動等に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の「目的」とは，高等専門学校の使命，教育活動等を実施する上での基本方針，及び，教育目標等養成する人材像を含む基本的な成果として達成しようとしている内容などを言います。 各高等専門学校は，各学校が持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その高等専門学校の機関としての「目的」を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれぬものであってはならないことは当然です。また，「目的」は，教職員や学生など学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。 このことは，各高等専門学校の教育活動等を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</p> <p>なお，本評価の実施にあたっては，基準の内容に即して，各高等専門学校において，その目的を整理することが必要であり，そのことにより，各高等専門学校の個性，特徴が評価に反映されます。仮に，各高等専門学校の教育活動等にあたって，地域との連携等を目的として重視している場合には，そのことを明示することが必要です。 また，高等専門学校の運営に関する中期目標等を有しており，その達成状況等を評価内容に反映させるためには，その基本的な内容を目的として位置付け，整理・記述することが必要です。</p> <p>基本的な観点 1 - 1 - <u>目的が具体的かつ明確に定められているか。</u></p> <p>1 - 1 - 目的が，学校教育法第70条の2に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，社会に広く公表されているか。</p>	<p>基準 1 高等専門学校目的</p> <p>1 - 1 高等専門学校目的（高等専門学校の使命，教育活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないこと。</p> <p>1 - 2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。</p> <p>趣旨 本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育活動等に関する目的の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の目的とは，高等専門学校の使命，教育活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果などを言います。 各高等専門学校は，各学校が持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれぬものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生など学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。 このことは，各高等専門学校の教育活動等を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</p> <p>（趣旨の最終段落に移動）</p> <p>また，高等専門学校の運営に関する中期目標等を有しており，その達成状況等を評価内容に反映させるためには，その基本的な内容を目的として位置付け，整理・記述することも可能です。</p> <p>なお，各高等専門学校がその教育活動等に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。</p> <p>基本的な観点 1 - 1 - <u>目的として，高等専門学校の使命，教育活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が，明確に定められているか。</u></p> <p>1 - 1 - 目的が，学校教育法第70条の2に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，社会に広く公表されているか。</p>	<p>基準の趣旨の記述との整合を図るとともに，委員からのアンケート結果（目的として自己評価してきたものが，抽象的で評価が困難だった）を踏まえ，具体的に明示。自己評価実施要項もこれに合わせる必要がある。</p> <p>「 」を削除。</p> <p>1 - 1の表現に整合させるため修正。</p> <p>当該内容の記載を必須とした「必要」の表現を評価に反映させることも「可能」に修正。</p> <p>国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合について明記・修正し，当該内容の記載を必須とした「必要」の表現を評価に反映させることも「可能」に修正。</p> <p>委員からのアンケート結果で「目的として自己評価してきたものが，抽象的で評価が困難だった」との意見を踏まえ，「高等専門学校の目的」の内容を具体的に明示</p>
---	--	---

<p>基準 2 教育組織（実施体制）</p> <p>2 - 1 学校の教育に係る基本的な組織構成（<u>学科及び専攻科</u>）が、目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>趣旨 この基準は、各高等専門学校に於ける基本的な組織や、センター等、その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。 高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう、<u>学科、専攻科、各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が、その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。</u>また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p> <p>基本的な観点 2 - 1 - <u>学科及び専攻科が設置されている学校にあっては専攻科が、教育の目的に沿って体系的に編成されているか。</u></p> <p>2 - 1 - <u>センター等が設置されている場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2 - 2 - <u>教育課程全体を企画・調整するための体制が適切に整備され、機能しているか。</u></p> <p>2 - 2 - 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われているか。</p> <p>2 - 2 - 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。</p>	<p>基準 2 教育組織（実施体制）</p> <p>2 - 1 学校の教育に係る基本的な組織構成（<u>学科、専攻科及びその他の組織</u>）が、目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>趣旨 この基準は、各高等専門学校に於ける基本的な組織や、<b>各種委員会</b>等、その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。 高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう、<u>学科、専攻科、各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が、その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。</u>また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p> <p>基本的な観点 2 - 1 - <u>学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2 - 1 - <u>専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2 - 1 - <u>全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2 - 2 - <u>教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。</u></p> <p>2 - 2 - 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。</p> <p>2 - 2 - <b>教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。</b></p>	<p>基準の趣旨及び観点で「センター等」について問うているため、「その他の組織」を追加。</p> <p><b>旧基準に記載する「センター」は「基本的な組織」に含めるため。</b></p> <p>委員からのアンケート結果で「体系的に編成」の意味が分かりにくいとの意見を踏まえ旧 2 - 1 - を 2 分割し、学科の構成、専攻科の構成や目的が、学校の目的と整合性が取れているかを評価する</p> <p>全学で共通的に利用するセンター等の構成や目的が、学校の目的と整合性が取れているかを評価する（センター等の範囲については、自己評価実施要項等で明らかにする）</p> <p>委員からのアンケート結果で「機能している」の意味が分かりにくいとの意見を踏まえ「体制」として考えられる例を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>17.1.17 運営小委員会において出された意見 人間性教育の体制を観点に組み入れるか。 個々の学校の活動状況によるため、新基準 2 - 2 - で対応。（実施要項又は Q &amp; A での説明が必要と考える） 学科担任制を観点に組み入れるか。 個々の学校の活動状況によるため、新基準 2 - 2 - で対応。（実施要項又は Q &amp; A での説明が必要と考える） 法令上明記された各主事の教務活動の体制を観点に組み入れるか。 個々の学校の活動状況によるため、新基準 2 - 2 - で対応。（実施要項又は Q &amp; A での説明が必要と考える） 課外活動における体制を組み入れるか。 個々の学校の活動状況によるため、新基準 2 - 2 - で対応（実施要項又は Q &amp; A での説明が必要と考える）。</p> </div>
--	--	---

<p><b>基準 3 教員</b></p> <p>3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員等が適切に配置されていること。</p> <p>3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3 - 3 <u>教員等の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること。</u></p> <p>趣旨 この基準では、基準1で定められた高等専門学校を目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。 学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p> <p>基本的な観点 3 - 1 - <u>一般科目及び専門科目を担当するために適切な教員の配置等が行われているか。</u></p> <p>3 - 1 - <u>学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置(均衡ある年齢構成や教員のキャリアへの配慮など)が講じられているか。</u></p> <p>3 - 2 - <u>教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。</u></p> <p>3 - 3 - <u>教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。</u></p> <p>3 - 3 - <u>教員の教育活動に関する評価に基づき、その質の向上を図るためのシステムが整備され機能しているか。</u></p>	<p><b>基準 3 教員及び教育支援者</b></p> <p>3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3 - 3 <u>教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。</u></p> <p>趣旨 この基準では、基準1で定められた高等専門学校を目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。 学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。 <u>さらに、学校において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。</u></p> <p>基本的な観点 3 - 1 - <u>教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。</u></p> <p>3 - 1 - <u>教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。</u></p> <p>3 - 1 - <u>専攻科を設置している場合、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。</u></p> <p>3 - 1 - <u>学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置(例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経歴への配慮等が考えられる。)が講じられているか。</u></p> <p>3 - 2 - <u>教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。</u></p> <p>3 - 2 - <u>教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 - 3 - <u>学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</u></p>	<p>基準2から教育支援に関する内容を移動したため、「教育支援者」を追加</p> <p>旧基準の「教員等」を「教員」に修正</p> <p>評価の内容が基準9と重複する部分が多かったため基準9に移動</p> <p>教育支援に関する観点を基準2から移動したため、教育支援者に関する要素を追加</p> <p>教育支援に関する観点を基準2から移動したため、その趣旨の説明を追加(短大評価基準を参考)</p> <p>旧3 - 1 - を3分割し、より具体的にし、一般科目担当、専門科目担当、専攻科担当の教員(非常勤講師を含む。)の配置状況を評価する</p> <p>「キャリア」の内容を具体的に修正</p> <p>試行評価を踏まえ「採用基準」、「昇格基準」と明確でなくとも、教員の選考に関する規則的なものでも良いとするものとして修正</p> <p>要素3 - 3は基準9に移動したが、観点3 - 3 - は要素3 - 2に関連するものとして残し、「機能」の内容を明確にした(試行を踏まえ、基準9との違いを明らかにする。)</p> <p>基準9に移動</p> <p>教員の配置は問うているが、教育支援者の配置を問う観点がなかったため</p>
---	--	---

<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1. 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表されていること。</p> <p>4-2. 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。</p> <p>4-3. 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>趣旨 この基準では、各高等専門学校学生の受入の状況について評価します。高等専門学校学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見いだす観点に立って実施されることが重要です。このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されていることが必要です。その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が適切に実施されていることが求められます。なお、高等専門学校の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各高等専門学校の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p> <p>基本的な観点 4-1- 教育目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の構成員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。</p> <p>4-2- <u>入学者の選抜がアドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施されているか。</u> 4-2- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>4-3- 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、<u>周知</u>されていること。</p> <p>4-2 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。</p> <p>4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>趣旨 この基準では、各高等専門学校学生の受入の状況について評価します。高等専門学校学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見出す観点に立って実施されることが重要です。このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されていることが必要です。その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が適切に実施されていることが求められます。なお、高等専門学校の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各高等専門学校の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p> <p>基本的な観点 4-1- <u>教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、<u>準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等</u>が考えられる。）の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。</u></p> <p>4-2- <u>アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、<u>実際の入学者選抜が適切に実施されているか。</u></u> 4-2- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>4-3- 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は<u>大幅に</u>下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>「周知」を追加。（構成する観点の内容に整合させるため）</p> <p>「教育目的」を「教育の目的」に修正。（要素の表現に整合させるため） 入学者選抜の具体的な種類の例の揭示。（評価内容をより明確にするため） 「構成員」を「教職員」に修正。（在学生への周知までは不要と考えるため） アドミッション・ポリシーの明確化の扱いをどう考えるか。（「アドミッション・ポリシーとして」とすることも一案と考える） 文章の表現を具体化。</p> <p>「下回る」を「大幅に下回る」に修正。（「下回る」水準を明確にするため）</p>
---	--	---

<p>基準 5 教育内容及び方法</p> <p>&lt; 準学士課程 &gt;  5-1. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。</p> <p>5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3. 成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。</p> <p>5-4. 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。</p> <p>&lt; 専攻科課程 &gt;  5-5. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。</p> <p>5-6. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-7. 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</p> <p>5-8. 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。</p> <p>趣旨  教育内容及び方法は，高等専門学校教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。  各学校の教育内容及び方法は，高等専門学校設置基準に示された，一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に，その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。  教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。  さらに，学生が取得する単位や称号は，学校が意図した教育の目的のもとで学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，学校は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各学校は，そのような観点から，成績評価や単位認定，<u>修了認定</u>を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。  また，高等専門学校においては，人間の素養を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。  なお，本基準には，学科及び専攻科で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。</p> <p>基本的な観点  &lt; 準学士課程 &gt;  5 - 1 - 教育の目的に照らして，授業科目が学年ごとに適切に配置され，<u>内容的な体系性が確保されているか。</u></p> <p>5 - 1 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p> <p>5 - 1 - <u>授業科目について，シラバス ) が適切に整備され，活用されているか。</u></p> <p>5 - 2 - 各科目の授業形態が授業科目の目標を十分実現できるものである</p>	<p>基準 5 教育内容及び方法</p> <p>( 準学士課程 )  5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。</p> <p>5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5 - 3 成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。</p> <p>5 - 4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。</p> <p>( 専攻科課程 )  5 - 5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。</p> <p>5 - 6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5 - 7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</p> <p>5 - 8 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。</p> <p>趣旨  教育内容及び方法は，高等専門学校教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。  各学校の教育内容及び方法は，高等専門学校設置基準に示された，一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に，その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。  教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。  さらに，学生が取得する単位や称号は，学校が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，学校は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各学校は，そのような観点から，成績評価や単位認定，<u>卒業 ( 修了 )</u>認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。  また，高等専門学校においては，人間の素養を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。  なお，本基準には，学科及び専攻科で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。</p> <p>基本的な観点  ( 準学士課程 )  5 - 1 - <u>教育の目的に照らして，授業科目が学年ごとに適切に配置 ( 例えば，一般科目及び専門科目のバランス 必修科目 選択科目等の配当等が考えられる。 ) され，教育課程の体系性が確保されているか。また，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿って，教育の目的を達成するために適切なものになっているか。</u>  ( 5 - 2 - へ移行 )</p> <p>5 - 1 - <u>学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成 ( 例えば，他学科の授業科目の履修，他高等教育機関との単位互換，インターンシップ ) による単位認定，補充教育 ) の実施，専攻科教育との連携等が考えられる。 ) に配慮しているか。</u>  ( 5 - 2 - へ移行 )</p> <p>5 - 2 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態のバ</p>	<p>「もと」を「下」に修正。</p> <p>「修了」を「卒業 ( 修了 )」に修正。( 卒業認定を追加したため。 )</p> <p>17.1.17 運営小委員会での意見を踏まえ，旧基準 5 - 1 - ， を集約。  授業科目の適切な配置の具体的な種類の例の揭示。( 評価内容をより明確にするため )  「内容的」を「教育課程」に修正。( 高専設置基準に則するため )  「教育の目的を達成するために適切な」を追加。( 教育の目的の達成することが根本であるため )  当該観点の内容が要素 2 に含まれるため。</p> <p>専攻科課程にも同じ観点があり，当該内容は準学士課程にも共通するため。</p> <p>新基準 5 - 2 - に組み入れ。( 「目的に照らして」で対応できるため )</p>
---	--	---

か。  
5 - 2 - 教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫（少人数授業、情報機器を活用した授業など）がなされているか。

5 - 2 - 創造性を育む教育方法（PBL）などの工夫やインターンシップの活用が行われているか。

5 - 3 - 成績評価基準や進級・卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。  
 5 - 3 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

5 - 4 - 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。  
 5 - 4 - 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

<専攻科課程>  
 5 - 5 - 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。  
 5 - 5 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、内容的な体系性が確保されているか。  
 5 - 5 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

5 - 5 - 学問的動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（インターンシップによる単位認定、補充教育体制の整備など）となっているか。

5 - 6 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。  
 5 - 6 - 教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫（少人数授業、情報機器を活用した授業など）がなされているか。  
 5 - 6 - 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

5 - 7 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導など）が行われているか。

5 - 8 - 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。  
 5 - 8 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

ランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。  
 5 - 2 - 創造性を育む教育方法（PBL）などの工夫やインターンシップの活用が行われているか。

5 - 3 - 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

5 - 4 - 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。  
 5 - 4 - 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

（専攻科課程）  
 5 - 5 - 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。  
 5 - 5 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

（5 - 6 - へ移行）

5 - 5 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

5 - 6 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

5 - 6 - 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。  
 5 - 6 - 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

5 - 7 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

5 - 8 - 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

「教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫教材や授業方法・形態の工夫」を「教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫」に修正。（具体的な例を示すことにより、適切な学習指導法としてまとめることができるため）  
 当該具体的な例の揭示。（（評価内容をより明確にするため）

「授業科目について」を「教育課程の編成の趣旨に沿って」に修正。（専攻科課程の表現に整合させるため）

17.1.17 運営小委員会での意見を踏まえ、旧基準 5 - 3 - ， を集約。  
 試行評価を踏まえ、「基準」を「規定」に修正。（基準は達成すべき水準と考えるが、水準を明確に位置づけることは困難であるため、試行を行った高専の実状から判断して、評価の手続きを定める規定とする方が適切と考えるため）  
 「修了」を「進級・卒業」に修正。（5 - 3 - の表現に整合させるため）

17.1.17 運営小委員会での意見を踏まえ、旧基準 5 - 5 - ， を集約。  
 授業科目の適切な配置の具体的な種類の例の揭示。（評価内容をより明確にするため）  
 「内容的」を「教育課程」に修正。（高専設置基準に則するため）  
 「教育の目的を達成するために適切な」を追加。（教育の目的の達成することが根本であるため）  
 当該観点の内容が要素 6 に含まれるため。

「学生の多様なニーズ」を追加。（単位互換等は学生の多様なニーズに含まれるため）  
 「学問的動向」を「学術の発展動向」に修正。（短大評価基準を参考にしたため）  
 教育課程の編成に関する具体的な例の揭示。（評価内容をより明確にするため）

「教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫」を「教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫」に修正。（具体的な例を示すことにより、適切な学習指導法としてまとめることができるため）  
 当該具体的な例の揭示。（評価内容をより明確にするため）

旧基準 5 - 5 - から移行。  
 「達成方法」を「達成目標」に修正。（アンケート意見を踏まえ、達成方法よりも、達成目標を求めることが適切と考えたため）

当該具体的な例の揭示方法を修正。（他の観点の表現と整合させるため）

17.1.17 運営小委員会での意見を踏まえ、旧基準 5 - 8 - ， を集約。  
 試行評価を踏まえ、「基準」を「規定」に修正。（基準は達成すべき水準と考えるが、水準を明確に位置づけることは困難であるため、試行を行った高専の実状から判断して、評価の手続きを定める規定とする方が適切と考えるため）

<p>基準6 教育の成果</p> <p>6-1. 教育の目的において意図している、<u>学生に身につけさせる学力</u>、資質・能力や養成する人材像等に照らして、<u>教育の成果や効果が上がっていること。</u></p> <p>趣旨 高等専門学校教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身につけ、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。高等専門学校教育に関する各種の取り組みが計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取り組みの成果は学生が享受すべきものであり、学校は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</p> <p>基本的な観点</p> <p><u>6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生に身に付けさせる学力や資質・能力、養成する人材像について、単位取得、進級、卒業（修了）時の状況、就職や進学といった卒業・修了後の進路の状況及び資格取得の状況などの面、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準の面から判断して、教育の実績や効果が上がっているか。</u></p> <p>6 - 1 - 学生が行う<u>授業評価結果や学習達成度評価等</u>から判断して、学校の意図する教育の効果が上がっているか。</p> <p>6 - 1 - 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>6 - 1 教育の目的において意図している、<u>学生が身に付ける学力</u>、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、<u>教育の成果や効果が上がっていること。</u></p> <p>趣旨 高等専門学校教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。高等専門学校教育に関する各種の取り組みが計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学校は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</p> <p>基本的な観点</p> <p><u>6 - 1 - 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。</u></p> <p><u>6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</u></p> <p><u>6 - 1 - 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</u></p> <p>6 - 1 - 学生が行う<u>学習達成度評価等</u>から判断して、学校の意図する教育の<u>成果や効果が</u>上がっているか。</p> <p>6 - 1 - 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>「学生に身につけさせる」を「学生が身に付ける」に修正。（成果であることから、学生を主語とする表現が適切であると考えため）</p> <p>「つけ」を「付け」に修正。</p> <p>新規追加（達成状況を把握・評価する取組を問う視点がなかったため。）</p> <p>旧6 - 1 - を新6 - 1 - 「学生が身に付ける学力や資質・能力」及び新6 - 1 - 「養成しようとする人材像」の2つの視点から区分。（教育の状況と進路の状況を明確にしたため）</p> <p>「実績」を「成果」に修正。（当該基準が成果であるため）</p> <p>授業評価結果を削除。（主となるものは達成度に関する評価であり、授業評価結果は「等」に含めるため）</p> <p>「効果」を「成果や効果」に修正。（当該基準が成果であるため）</p>
---	--	---



<p>基準7 学生支援等</p> <p>7-1. 学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。</p> <p>7-2. 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。</p> <p>趣旨  学生は，高等専門学校で学習をする上で，また生活をする上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみですべての問題を解決することは困難であり，学校としての適切な支援が必要です。  学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメントなどが考えられ，これらの問題への相談・助言体制などの対応が要求されます。  その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助などが考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。  また，<u>留学生，社会人学生，障害を持つ学生など</u>に対して適切な支援を行っていくことも必要です。  これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，<u>質量</u>ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要な者（留学生，社会人学生，障害を持つ学生など）はもちろんのこと，一般学生も多様化しているために，学生のニーズを把握する取り組みも必要です。</p> <p>基本的な観点  7 - 1 - <u>学習を進める上でのガイダンス等が整備され，適切に実施されているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>自主的学習環境（自主学习スペース，図書館等）及び厚生施設，コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され，効果的に利用されているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>資格試験や検定試験受講，外国留学のための支援体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>特別な支援が必要な者（留学生や編入学生，社会人学生など）に対する学習支援体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>課外活動，学生会等の学生の組織的活動に対する支援体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>特別な支援が必要な者（留学生，障害を持つ学生など）への生活面での支援が適切に行われているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>学生寮が学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。</u></p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>7 - 1 <u>学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。</u></p> <p>7 - 2 <u>学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。</u></p> <p>趣旨  学生は，高等専門学校で学習する上で，また生活する上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみですべての問題を解決することは困難であり，高等専門学校としての適切な支援が必要です。  学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。  その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。  また，<u>特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，編入学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）</u>に対して適切な支援を行っていくことも必要です。  これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，<u>質，量</u>ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。</p> <p>基本的な観点  7 - 1 - <u>学習を進める上でのガイダンスが整備され，適切に実施されているか。また，学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</u>  削除</p> <p>7 - 1 - <u>自主的学習環境（例えば，自主学习スペース，図書館等が考えられる。）及び厚生施設，コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され，効果的に利用されているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>学習支援に関する学生のニーズ（例えば，資格試験や検定試験受講，外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>資格試験や検定試験受講，外国留学のための支援体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>特別な学習支援が必要な者（例えば，留学生，編入学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）がいる場合，学習支援体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 1 - <u>学生のクラブ活動や学生会等の課外活動</u>に対する支援体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7 - 2 - <u>学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>特別な支援が必要な者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）がいる場合，生活面での支援が適切に行われているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>学生寮が整備されている場合，学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。</u></p> <p>7 - 2 - <u>就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。</u></p>	<p>「を」を削除</p> <p>具体の事例を追加。</p> <p>「質量」を区分するものとして「質，量」に修正。</p> <p>旧「7 - 1 - 」，旧「7 - 1 - 」を新「7 - 1 - 」に集約。</p> <p>（ ）内を考えられる例示として表現を修正。</p> <p>新「7 - 1 - 」で「学習支援に関するニーズの把握」を確認。</p> <p>具体の事例を追加。（趣旨に整合。）</p> <p>学生会は課外活動に含まれるため。</p> <p>（ ）内を考えられる例示として表現を修正。</p> <p>試行評価等を踏まえ，学生寮は必須でないため，「・・場合」の表現を追加。</p> <p>進路の具体的な内容を明記。</p>
---	---	---

<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8-1. 教育課程に対応して施設，設備が整備され，有効に活用されていること。</p> <p>8-2. 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p> <p>趣旨 この基準では，高等専門学校の実現に必要とされる施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。</p> <p>教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていなければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，学校の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。</p> <p>基本的な観点 8 - 1 - 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（校地，運動場，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館等さらには職業教育のための習船等の設備等）が整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料等が適切に整備され，有効に活用されているか。</p>	<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8 - 1 教育課程に対応して施設，設備が整備され，有効に活用されていること。</p> <p>8 - 2 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p> <p>趣旨 この基準では，高等専門学校の実現に必要とされる施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。</p> <p>教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていなければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，学校の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。</p> <p>基本的な観点 8 - 1 - 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば，校地，運動場，<u>体育館</u>，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館等，<u>実験・実習工場</u>さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが<u>十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。</u></p> <p>8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され，有効に活用されているか。</p>	<p>( )内をが考えられる例示として表現を修正。 例示に「体育館」，「<b>実験・実習工場</b>」を追加。</p> <p>試行評価を踏まえ，「十分なセキュリティ管理のもと」を追加。（情報管理する上でセキュリティ管理が重要であるため。）</p>
--	---	---

<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2. 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> <p>趣旨 教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際のその取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。 また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント )が適切に行われているかなど、基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って、不断に適切な教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが整備され、適切に機能しているかを評価します。</p> <p>基本的な観点 9 - 1 - 教育の状況について、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。</p> <p>9 - 1 - <u>授業評価や満足度評価、学習環境評価等、学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の改善に反映されているか。</u></p> <p>9 - 1 - <u>評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</u></p> <p>9 - 1 - 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。</p> <p>9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。</p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9 - 2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> <p>趣旨 教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。 また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント )が適切に行われているか、など、基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。</p> <p>基本的な観点 9 - 1 - 教育の状況について、<u>教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。</u></p> <p>9 - 1 - <u>学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価 )に適切な形で反映されているか。</u></p> <p>9 - 1 - <u>学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</u></p> <p>9 - 1 - <u>各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結びつけられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</u></p> <p>9 - 1 - <u>個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。</u></p> <p>9 - 1 - <b>研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。</b></p> <p>9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。</p>	<p>「教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され」を追加。（データの収集・蓄積により評価体制を把握するため。）</p> <p>（ ）内を考えられる例示として表現を修正。 「自己点検・自己評価に反映されているか」を追加。</p> <p>「9 - 1 - 」を追加。学外関係者の意見が自己点検・自己評価に反映されているかを確認。（趣旨にある「学校内外関係者の意見を取り入れる」のうち学外者の部分を確認。）</p> <p>（ ）内を考えられる例示として表現を修正。</p> <p>新基準「9 - 1 - 」で「個々の教員」の取組の状況と、その状況を「学校として把握しているか」を確認。</p>
---	---	--

<p>基準 10 財務</p> <p>10-1. 学校の目的を達成するために、教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</p> <p>10-2. 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に関する計画等が策定され、履行されていること。</p> <p>――</p> <p>趣旨 高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育活動等を組織として将来にわたって適切かつ安定的に提供するためには、安定した財務基盤が必要になります。 また、高等専門学校は各種財源から収入を得て、それを管理し、学校の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。</p> <p>基本的な観点 10 - 1 - 学校の目的に沿った教育活動等を、将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な資産を有しているか。また、経常的収入が確保されているか。</p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するため、<u>教育活動(施設・設備の整備を含む)</u>に対し、校内において明示された方針に基づいて適切な資源配分がなされているか。</p>	<p>基準 10 財務</p> <p>10 - 1 学校の目的を達成するために、教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</p> <p>10 - 2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。</p> <p><u>10 - 3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</u></p> <p>趣旨 高等専門学校の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育活動等を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。<u>学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本(資金・資産)を保有することなどが必要になります。</u> また、高等専門学校は各種財源から収入を得て、それを管理し、学校の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。 また、財務諸表等、高等専門学校の財務状況が公表されるとともに、<u>自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。</u></p> <p>基本的な観点 10 - 1 - 学校の目的に沿った教育活動等を安定して遂行できる資産を有しているか。<u>また、債務が過大ではないか。</u></p> <p>10 - 1 - 学校の目的に沿った教育活動等を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。</p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、<u>適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</u></p> <p><u>10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。</u></p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するため、<u>教育活動等(必要な施設・設備の整備を含む)</u>に対し、適切な資源配分がなされているか。</p> <p><u>10 - 3 - 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。</u></p> <p><u>10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。</u></p>	<p>「関する」を「係る」に修正。(より関連性を明確にしたため)</p> <p>新規追加(財務に係る監査等の適正性も重要であるため。短大評価基準を参考にしたため)</p> <p>「提供」を「遂行」に修正。(基準の要素及び観点が「遂行」としているため) 新規追加(より解りやすく具体的な説明を追加。短大評価基準を参考にしたため)</p> <p>新規追加(新規10-3の追加に伴う財務に係る監査等の適正性についての説明を追加。短大評価基準を参考)</p> <p>旧基準10-1- を、新基準10-1- 「資産」と新基準10-1- 「経常的収入」の2つの観点到に区分。(解りやすいようにしたため。短大評価基準を参考にしたため)</p> <p>「学校の目的に沿った教育活動等を安定して遂行するための」を追加。(目的を明確にしたため)</p> <p>「収支に係る」を追加。(要素2の表現に整合させたため)</p> <p>新規追加(収支の状況が適正であることを確認するため。短大評価基準を参考にしたため) 「教育活動」を「教育活動等」に修正。(研究も含むことから他の観点的表現に整合させたため) 「(施設・設備の整備を含む)」を「(必要な施設・設備の整備を含む)」に修正。(限定することが適切と考えたため。短大評価基準を参考にしたため)</p> <p>新規追加(新規要素の追加に伴う財務に係る監査等の適正性についての観点的を追加。短大評価基準を参考)</p> <p>(独立行政法人： 独立行政法人通則法に基づき、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならないこと、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこと、とされている。)</p> <p>(学校法人： 私立学校法の改正により、平成17年度より財務書類の公開が義務づけられる。また、私立学校振興助成法に基づき、補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準に従い、会計処理を行い、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、所轄庁に届け出なければならないこととされている。)</p>
---	---	---

<p><b>基準 1 1 管理運営</b></p> <p>11 - 1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</p> <p>11 - 2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に<u>学校運営</u>に反映されていること。</p> <p>11 - 3 <u>教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</u></p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、外部有識者の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。</p> <p>また、高等専門学校は、<u>学校教育法及び高等専門学校設置基準等</u>において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、<u>学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていること</u>を評価します。</p> <p><b>基本的な観点</b> 11 - 1 - 学校の目的を達成するために効果的な意思決定が行える態勢となっているか。 11 - 1 - <u>校長の補佐体制が整備され、機能しているか。</u></p> <p><u>11 - 1 - 管理運営のための組織並びに事務組織が学校の目的を達成するために適切な機能を果たしているか。</u></p> <p>11 - 1 - 管理運営の諸規定が整備されているか。</p> <p>11 - 2 - 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>11 - 3 - 自己点検・評価（や第三者評価）が<u>教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備等の総合的な状況に対して適切に行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。</u></p> <p>11 - 3 - <u>評価結果によって具体的な改善を行うシステムが整えられ、機能しているか。</u></p>	<p><b>基準11 管理運営</b></p> <p>11 - 1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</p> <p>11 - 2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に<u>管理運営</u>に反映されていること。</p> <p>11 - 3 <u>学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</u></p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、外部有識者の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。</p> <p>また、高等専門学校は、<u>学校教育法等</u>において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、<u>学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていること</u>を評価します。</p> <p><b>基本的な観点</b> 11 - 1 - <u>学校の目的を達成を達成するために、校長，各主事，委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。（削除）</u></p> <p><u>11 - 1 - 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。</u></p> <p>11 - 1 - 管理運営の諸規定が整備されているか。</p> <p>11 - 2 - 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>11 - 3 - 自己点検・評価（や第三者評価）が<u>高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。</u></p> <p>11 - 3 - <u>評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。</u></p>	<p>「学校運営」を「管理運営」に修正。（基準が管理運営であるので整合）</p> <p>「教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備」を「学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動」に修正。（管理運営に問うものであるため、趣旨の表現を参考にし、高等専門学校の活動の総合的な状況とした）</p> <p>高専設置基準には、自己点検・評価についての規定はないため。</p> <p>旧基準 1 1 - 1 - ， を集約。</p> <p>「管理運営のための組織」の「組織」を「各種委員会」に修正。（より具体的にした） 「学校の目的を達成するために適切な機能を果たしている」を「適切に役割を分担し、効果的に活動している」に修正。（「機能」の内容をわかりやすい表現にしたため）</p> <p>「教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備」を「学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動」に修正。（管理運営に問うものであるため、趣旨の表現を参考にし、高等専門学校の活動の総合的な状況とした） 旧基準の「適切に」を削除。（自己点検・評価の実施の適切性までを問わなくても良いのではと考えたため）</p> <p>評価結果は、フィードバックされていることが第一であるため、当該事項を問うため、「機能」の表現を「有効に運営されている」とわかりやくした、</p>
---	---	--

<p>選択的評価事項</p> <p><u>独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う認証評価は、主として高等専門学校が正規の課程における教育活動及びそれを支援する活動を対象としています。しかし、これで高等専門学校のすべての活動を包含しているわけではありません。高等専門学校にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する高等専門学校は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。</u></p> <p>そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究目的の達成状況」と「<u>正規課程以外の教育サービスの状況</u>」の2つの基準を選択的基準として設定しました。<u>この選択的基準は、高等専門学校が行う活動が学校の目的に照らして学校自らが重要とみなす場合に限り、高等専門学校の申請に基づき選択的基準として評価を行います。</u></p> <p>なお、選択的評価事項は、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、<u>評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価します。</u></p> <p>「研究目的の達成状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や、地域貢献等の社会的効果は、この基準に該当する活動です。一方、「<u>正規課程以外の教育サービスの状況</u>」は、正規の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施、学校（施設）開放など、広く高等専門学校が有する資産を正規学生以外に提供する活動が、この基準に含まれます。</p>	<p>選択的評価基準について</p> <p><u>機構の実施する認証評価は、高等専門学校の正規の課程における教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況を評価するものですが、高等専門学校にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する高等専門学校は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。</u></p> <p>そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究目的の達成状況」と「<u>正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況</u>」の2つの基準を選択的基準として設定しました。<u>この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について学校の目的に照らして学校自らが重要と判断する場合、高等専門学校の希望に基づいて選択的基準として評価を実施するものです。</u></p> <p>なお、選択的評価基準は、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの判断ではなく、<u>その基準に関わる各学校が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。</u></p> <p>「研究目的の達成状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や、地域貢献等の社会的効果は、この基準に該当する活動です。一方、「<u>正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況</u>」は、正規課程の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施、学校（施設）開放など、広く高等専門学校が有する資産を正規課程の学生以外に提供する活動が、この基準に含まれます。</p>	<p>実施大綱の表現に合わせたため。</p> <p>選択的評価基準の1つである「正規課程以外の教育サービスの状況」を「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に修正。（学校の学生のうちの正規課程の学生以外に対する教育サービスとして明確にしたため）</p>
---	---	--

<p><b>基準</b> 研究目的の達成状況</p> <p>研究の目的を達成するため必要な体制が整備され、機能しており、<u>研究目的に沿った活動の成果が上がっていること。</u></p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校は、大学や短大と並ぶ高等教育機関として、「知」の時代における現代社会に対して、個性ある多様な人材の供給に、独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は、その教育の質を保障する上での、重要な手段として位置づけられているとともに、日本の各地域に設置されている高等専門学校は、それぞれの地域において、重要な知的情報の発生源でもあり、研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。</p> <p>各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。</p> <p><b>基本的な観点</b> 1 - 研究の目的に照らして、研究体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>1 - 研究の目的に沿った成果が上げられているか。 1 - 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。</p>	<p><b>選択的評価基準</b> 研究目的の達成状況</p> <p>研究の目的を達成するため必要な体制が整備され、機能しており、<u>研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。</u></p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校は、大学や短大と並ぶ高等教育機関として、「知」の時代における現代社会に対して、個性ある多様な人材の供給に、独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は、その教育の質を保障する上での、重要な手段として位置づけられているとともに、日本の各地域に設置されている高等専門学校は、それぞれの地域において、重要な知的情報の発生源でもあり、研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。</p> <p>各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。</p> <p><b>基本的な観点</b> 1 - 研究の目的に照らして、研究体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>1 - 研究の目的に沿った<u>活動の</u>成果が上げられているか。 1 - 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>「の」を追加。(表現の整合)</p> <p>選択的評価基準の内容に整合。</p>
---	---	---

<p><b>基準</b> <u>正規課程以外の教育サービスの状況</u></p> <p>学校の目的に照らして、正規課程以外の教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。</p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた学校となることが求められてきています。各学校は、実際に、これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。</p> <p>正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校において<u>様々な活動が行われていますが、どのような活動を評価対象とするかは、学校の設定した教育サービスの目的の内容に拠ります。</u></p> <p>この基準では教育サービスの目的が達成されたかについて、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。</p> <p><b>基本的な観点</b> 1 - 教育サービスの目的に照らして、公開講座等の<u>正規課程以外の教育サービスが計画的に実施されているか。</u> 1 - サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。</p>	<p><b>選択的評価基準</b> <u>正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況</u></p> <p>高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。</p> <p><b>趣旨</b> 高等専門学校は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた学校となることが求められてきています。各学校は、実際に、これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。</p> <p>正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校においては<u>組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等</u>が行われています。</p> <p><u>高等専門学校によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが学校の目的に明示されていれば、本基準の評価対象とすることができます。</u></p> <p>この<u>選択的評価基準</u>では、<u>教育サービスに関わる目的の達成状況</u>について、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。</p> <p><b>基本的な観点</b> 1 - 教育サービスの目的に照らして、公開講座等の<u>正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。</u> 1 - サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。<u>また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。</u></p>	<p>「正規課程以外の教育サービスの状況」を「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に修正。(学校の学生のうちの正規課程の学生以外に対する教育サービスとして明確にしたため)</p> <p>地域貢献のための活動の例示を新規に追加。</p> <p>学校の目的に、社会貢献等が盛り込まれている場合に関連する取り扱いを追加。</p> <p>「選択的評価基準」として明確にした。</p> <p>「正規課程以外の教育サービスの状況」を「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に修正。(学校の学生のうちの正規課程の学生以外に対する教育サービスとして明確にしたため) <u>趣旨に改善システムに関する評価を行うことが記載されているため。</u></p>
---	--	--